

**神戸開港 160 年祭 広報業務
実施要領（公募型プロポーザル）**

1 案件名称

神戸開港 160 年祭 広報業務

2 業務内容に関する事項

（１）事業目的と概要

2027 年 1 月 1 日に神戸開港 160 年を迎えることを受け、神戸開港 160 年記念事業を開催する。
本業務は、神戸開港 160 年祭（以下、「本事業」という。）の認知度向上及び機運醸成を目的として、広報戦略の立案、広報素材の制作・発信及び効果測定を実施し、令和 9 年度を見据えた一貫性のある広報基盤を構築するもの。

（２）業務内容

神戸開港 160 年記念事業の広報にかかる以下の一切の業務

- ・ 広報戦略・実行計画の策定
- ・ 広報物の企画制作
- ・ ノベルティの企画及び制作
- ・ ロゴマーク市民投票の実施
- ・ 広報実施
- ・ 効果測定及び改善提案

（詳細は別紙「仕様書」のとおり。）

（３）事業規模（契約上限額）

金 7,000,000 円（消費税・地方消費税含む）

（４）契約期間

契約締結日の翌日から令和 9 年 3 月 31 日まで

（５）主な納品場所

〒650-0046 神戸市中央区港島中町 4-1-1 ポートアイランドビル 2 階
神戸市港湾局振興課

（６）費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、市は、契約金額以外の費用を負担しない。

3 契約に関する事項

（１）契約の方法

神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。

(2) 委託料の支払い

業務完了後、本市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

(3) 契約書案

別紙（頭書及び委託契約約款）参照

(4) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4 応募資格、必要な資格・許認可等

次に掲げる条件のすべてに該当すること。

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること。

(2) 経営状態が窮境にある者（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更生手続開始の決定がされている者、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく再生計画認可の決定されているものを除く。）でないこと。

(3) 参加申請関係書類の提出期間の最終日から契約候補者選定までの間に、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けていないこと。

(4) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと。

5 スケジュール

(1) 公募開始	2026 年 8 月 25 日
(2) 質問受付締切	2026 年 9 月 7 日
(3) 参加申請期限	2026 年 9 月 7 日
(4) 質問に対する回答	2026 年 9 月 10 日
(5) 企画提案書等の提出期限	2026 年 9 月 25 日
(6) 選定委員会（プレゼンテーション審査）	2026 年 10 月 2 日（予定）
(7) 選定結果通知	2026 年 10 月 5 日（予定）
(8) 契約締結・事業開始	2026 年 10 月中旬（予定）
(9) 広報戦略策定	2026 年 10 月下旬～11 月（予定）
(10) ロゴマーク市民投票の実施	2026 年 11 月上旬～11 月末（予定）
(11) 制作・事前広報	2026 年 12 月上旬（予定）
(12) 本格広報展開	2027 年 1 月～3 月
(13) 業務実施報告書を含む成果物の提出	2027 年 3 月 31 日

6 応募手続き等に関する事項

(1) 参加申請手続き

- | | |
|--------|--|
| ア 受付期間 | 2026 年 8 月 25 日から 2026 年 9 月 7 日 17 時 00 分まで |
| イ 申請方法 | 以下の内容を電子メールにより連絡すること。
・件名：神戸開港 160 年祭 広報業務 参加申請 |

・本文：事業者名、本社所在地住所、代表者氏名、担当者氏名・連絡先
(電話番号、メールアドレス)

ウ 連絡先 kobeport@city.kobe.lg.jp (神戸市港湾局振興課)

(2) 質問の受付

ア 受付期間 2026 年 8 月 25 日から 2026 年 9 月 7 日 17 時 00 分まで
イ 提出方法 別紙「質問票」(様式 1) に記載し、E メールにより提出すること
ウ 提出先 kobeport@city.kobe.lg.jp (神戸市港湾局振興課)
エ 回答 参加者全者に対して、2026 年 9 月 10 日に E メールにより回答する。

(3) 企画提案書等の提出

①提出書類

応募申請書(様式 2)

添付書類

- ・会社概要(様式自由)
- ・共同企業体参加届出書(様式 3) ※必要な場合
- ・誓約書(様式 4)
- ・企画提案書(様式自由)

②企画提案書の概要

- ア 企画提案書は、A 4 版とし、様式は自由とする。
- イ 企画提案書の枚数は、表紙・目次を除き 20 ページ以内とする。
- ウ 企画提案書の必須記載項目は、以下のとおりとする。
- ・業務目的及び事業趣旨に対する理解並びに基本方針
 - ・広報戦略及び実行計画の概要
 - ・広報物の企画に関する提案
 - ・ノベルティの企画意図、セールスポイント、具体的なイメージ等
 - ・ロゴマーク市民投票の実施方針
 - ・広報実施手法及び期待される効果
 - ・効果測定及び改善提案の考え方
 - ・本業務に係る実施体制及び支援体制
 - ・業務スケジュール
 - ・見積額及び積算根拠

エ 事業者名を記載した企画提案書(以下「正本」という。)と、事業者名を伏せた企画提案書(以下「副本」という。)の 2 種を作成・提出すること。

③受付期間

2026 年 8 月 25 日から 2026 年 9 月 25 日 17 時 00 分まで

持参による場合は、神戸市の休日を定める条例(平成 3 年 3 月条例第 28 号)第 2 条第 1 項各号に掲げる本市の休日を除く、午前 9 時～正午および午後 1 時 30 分～午後 5 時

④提出部数

ア 応募申請書 ※企画提案書を除く

紙 1 部および電子データ（PDF データ）

イ 企画提案書

正本：紙資料 2 部および電子データ（PDF）

副本：紙資料 8 部および電子データ（PDF）

⑤提出場所 「 8 （ 2 ） 」 に記載のとおり

7 選定に関する事項

（ 1 ） 評価基準

審査は、以下に示す観点から、公平かつ総合的に実施するものとする。

評価項目		評価基準	配点
企画提案 内容	業務理解度	業務目的及び事業趣旨を正確に理解し、その実現に資する提案となっているか。	10 点
	広報戦略・実行計画	戦略性および実現性を備えた提案となっているか。 事業目的の達成に向け、媒体や手法の特性を踏まえた効果的な広報施策が提案されているか。 神戸市との各種打合せ・協議の時間を前提に、工程が計画的に組み立てられ、実施手順は妥当であるか。	20 点
	広報物の企画制作及び実施	ターゲット分析に基づき、各種広報媒体を効果的に活用した広報手法が提案されているか。企画内容は魅力的かつ効果的なものとなっているか。 仕様書 5.（ 2 ） から 5.（ 4 ） の内容に沿い、的確かつ具体的で実現性の高い提案となっているか。	15 点
	ノベルティの企画及び制作	本事業の認知度向上及び機運醸成に資する効果的な企画内容となっているか。また、制作費用（単価）は適切かつ妥当であり、幅広い対象への PR 効果が期待できる内容となっているか。	10 点
	実施体制・業務遂行能力	本業務を確実に遂行できる実施体制が構築されているか。 管理責任者及び担当者が適切に配置されるとともに、神戸市との連絡・調整体制が十分に確保されているか。	15 点
	効果測定・改善提案	KPI の設定が適切かつ具体的であるとともに、効果検証の手法及び検証結果を踏まえた改善提案の方法が具体的かつ実効性のあるものとなっているか。	10 点

	見積金額	(全応募者のうち最も低い見積価格/当該応募者の見積価格) × 10 点 (小数点以下切捨て)	10 点
その他	地元加点	地元企業※ 1 (加点 10 点) または準地元企業※ 2 (加点 5 点) であるか。	10 点
合計			100 点

※ 1 : 本店を神戸市内に有する者。

※ 2 : 本店が神戸市内にないが、営業中の支店・営業所が市内に有する者。なお、「営業中の支店・営業所」とは、支店等としての形態を整えていること、及び、常時業務活動を行っていることを条件とする。詳細は以下の HP を参照

<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/www/kobe/contents/1002010036147/index.html>

(2) 選定方法

- ア 提案のあった企画提案書等及びプレゼンテーションの内容を、本市職員で構成する本業務委託予定先事業者選定委員会（以下「選定委員会」という）において、選定委員が「(1) 評価基準」に沿って審査及び選定する。
- イ 審査の結果、各委員の点数の平均点（＝評価点）が最も高い応募者を、委託候補者とする。なお、評価点が 60 点に満たない等で、委託予定先を選定することが適当でないと選定委員会が判断した場合は、委託予定先を選定しない。
- ウ 次のとおり、企画提案に係るプレゼンテーションを実施する。実施日時及び実施場所については、後日詳細を通知する。なお、参加人数は各団体 5 名以内とする。
 - ・開催日時：2026 年 10 月 2 日（予定）（正式な日時等は別途連絡する）
 - ・場所：神戸市中央区港島中町 4－1－1 ポートアイランドビル 9 階 A 会議室
 - ・所要時間：説明 20 分（質疑応答を除く）
- エ プレゼンテーション時の資料については、事前に提出した企画提案書のみを使用するものとする。また、プレゼンテーション時の追加資料の提出は受理しない。ただし、提案書に記載したノベルティの特徴などを分かりやすく伝えるための物品、既に提案しているものを補足するような資料であれば、別途用いてもよい。提案団体が特定される資料作成や特定を誘導する行為は禁止する。
- オ プレゼンテーション時の資料を投影するための大型ディスプレイは、本市が用意する。パソコン等その他の機器を使用する場合は、提案者が準備すること。
- カ プレゼンテーションに出席しない場合は、選定から除外する。
- キ 評価点が最も高い事業者が複数いる場合は、くじ引きにより決定する。

(3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- イ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと。
- ウ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること。

エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと。

オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

(4) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は決定後速やかに、全ての参加者に通知し、また、本市ホームページに掲載する。本市ホームページには、選定した事業者名と総得点、他の応募者の総得点を掲示する。

8 その他

(1) 提案に要する費用、条件等

ア 企画提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。

イ 企画提案書は、神戸市情報公開条例に基づく公開請求があった場合は、契約候補者に選定されたかどうかに関わらず、同条例第 10 条各号に該当する情報を除いて、公開の対象となる。

ウ すべての企画提案書は返却しない。

エ 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない（神戸市情報公開条例に基づく公開を除く）。

オ 期限後の提出、差し替え等は認めない。

カ 参加申請後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。

(2) 提出先、問い合わせ先

〒650-0046 神戸市中央区港島中町 4-1-1 ポートアイランドビル 2 階

神戸市港湾局振興課（電話番号：078-595-6283・Email：kobeport@city.kobe.lg.jp）